

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
日本経済研究センター	年会費	945,000	年会費1口 945,000	H24.6.8	「労働力需給の推計」を実施するため左記法人の「中期経済予測」を用いて実質GDP(支出側)の項目別最終需要構造を推計する必要があるが、会員にならない限り中期経済予測データの入手及び報告書の購入はできず、現在のところ、他に代わりとなるデータを手に入れることもできないことから、左記法人の会員となり、当該データを確かかつ迅速に入手するため。	公社	国所管	「労働力需給推計」の分析・研究成果については、厚労省の雇用政策研究会報告書や「労働経済の分析(労働経済白書)」、各種審議会・研究会等で多数使用されており、支出に見合った便益があることから継続支出とする。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。